

(株) クラセル桜川等及び大塚市長への住民監査請求の要約

231206 かわまた

1. 住民監査請求対象は？ ・ ・ 令和 4 年度桜川市農産物プロモーション事業 (監査対象 4,166 千円)

- ・ (株) クラセル桜川への業務委託 495 千円 (クラセル桜川との随意契約)
- ・ 委託先であるクラセル桜川への支給品購入代金 (クラセル桜川との随意契約)
及び A 米穀店への支給品購入代金 (A 米穀店との随意契約) 計 3,671 千円

「内訳」ア) 山桜はちみつ 500 本・1512 円、8 件	756 千円
イ) 米袋 (5 kg 入り) 3000 個・165 円	495 千円
ウ) 発送用段ボール (95 センチ規格) 1000 個・220 円	220 千円
エ) コシヒカリ (米) 4,770 kg・280.8 円	1,339 千円
オ) A 米穀店 桜川市産米 957 個・900 円	861 千円

「その他に、茨城ふるさとフェア関係 84 千円、トウモロコシ購入 81 千円、トマト購入 95 千円、事務経費 5 千円があるが、監査対象からは除外している。」

2. 住民監査請求とは何か？

地方自治体 (県・市など) の行政運営の基本を定めている地方自治法第 242 条「住民監査請求」は、その県や市に公金の使い方や、道路等の財産の管理について、違法あるいは不当な行為があった場合、これを正すために関係した職員に対し、損害金を返還させることや、財産を適正に保全することを命じるよう求める権利を、住民に認めている。まずは、監査委員に請求するが、この決定に不服がある場合は、地方裁判所に訴えることができる。この点から、一般的には、「納税者訴訟」とも呼ばれている。全国的には首長の公金の使い方についての違法・不当に係る住民監査請求は沢山あり、裁判事例も数多くある。請求者は住民であれば誰でもよい。住民がその市等に代わって (代位して) 損害金などを、首長や職員に求めるものであり、請求者には一銭も入らない。裁判となれば、裁判費用は請求者の負担となる。税を納付する住民が、納付した税がどのように使われたのかなど、行政を監視するための大切な権利とされている。

3. 農産物プロモーション事業とは何か？

従来から、農産物を宣伝する事業はあり、令和 3 年度は数十万円 (50 万円程度?) だったが、4 年度は 450 万円、5 年度は約 550 万円に増額された。市議会では、農産物プロモーション事業の概要を説明した資料はなく、私たちの知らないうちに増額させている。今年 5 月以降の情報公開請求で明らかになった事業内容は次のとおり。

- ① 事業は、(株) クラセル桜川が、農林課から委託を受けて行い、PR 用品の購入 (仲介) も行う。
- ② 米を中心に、山桜はちみつなどを PR 用品とし、関東圏の 8 イベントに出店し PR 用品で宣伝する。
- ③ 米の発送用段ボール、5 kg 入り米袋について、桜川市を PR するようなデザインで印刷する。
- ④ PR 活動は、クラセル桜川と一体として行うことも可能とする。
- ⑤ その他、インターネットや SNS でプロモーションする。

4. PR用に配布していないのではないか? という疑念・・・(民法 94 条・虚偽表示で違法無効)

<理由>

- ① 公費の支払いに必要な検査用の米袋など、農林課が購入したという品物は一つも残っていない。
- ② クラセル桜川が8 イベントに出店し、農産物をPRしたという「実績報告書」は、実際にPR用品を配布しなくとも作成可能な報告書である。その上、成果物(日時、イベント名、担当者、配布した品物の数、当日の写真など)は一切ない。
- ③ 1月の最後のイベント終了後の米の購入量が、2/3以上である。
- ④ そもそも、1個1500円のはちみつ、1袋(5kg入り)1400円の米を来客者に配ることはありえない。
- ⑤ A米穀店から、1個900円で重さ不明の米を買うという契約は常識ではありえない。
- ⑥ イベント出店のPR活動で発送用段ボールを、1000個も使うことは常識ではありえない。
- ⑦ イベント出店で不可欠な旗や宣伝用チラシは作成していない。

5. では、何に使用したのか?・・・(民法 90 条・公序良俗に反し違法無効)

農林課の委託に反して、クラセル桜川(加波山市場)の自分たちのPR用品などに使用されたと考えられるのが、合理的な見方と推測できる(購入もせず、お金だけを支払わせたという可能性も否定はできないが)。

(ア) クラセル桜川が、ふるさと納税の返礼品として使用した。5kg入り、3袋を1万円の寄附金で提供するとHP宣伝がある。クラセル桜川はふるさと納税の返礼品の提供事業者である。

(イ) クラセル桜川への、ふるさと納税の注文を増やすために、無料で顧客に配送した。

A米穀店の「1個900円」の米は、米だけでなく、送料を含むと推測される。15kg入りで900円は、大口需要者の送料相当額である。正規のふるさと納税の送料は市が負担するが、「無料で顧客への配送料」は、誰かが負担しなければならず、A米穀店の「1個900円」で宅配されたと考えられる。

(ウ) 山桜はちみつ、米はクラセル桜川(加波山市場と一体である)の販売などに流用された。

(エ) 発送用段ボール、米袋の一部は、在庫して残り、現在も、クラセル桜川が使用している。

6. 何故、(株)クラセル桜川のために使うのか?・・・(売り上げ増、利益増が不可欠)

(ア) クラセル桜川は、職員4人(市の出向2人、地域おこし協力隊2人)の人件費を桜川市が負担し、15,000千円の運営費補助金を交付しても、わずか360千円の黒字である。現在、7,032千円の債務超過である。15,000千円の長期借入金もある。

(イ) このままでは、廃止の声が高まる。大塚市長肝いりの事業で、失敗は経営能力の不足のみならず、政治生命にも打撃となる。

(ウ) ふるさと納税を活用して、売上げの増加、利益の増加を図ることを経営の軸に置く(第三セクター等経営健全化方針)。ふるさと納税の返礼品として、農林課から委託された品物(米袋、発送用段ボール、米)を流用して収益を増やす動機がある。

(エ) ふるさと納税は、一般消費者が選択することが不可欠である。「クラセル桜川を無償でPRできるチャンス」として、A米穀店の米と偽った宅配送料で、米を顧客に配送する動機もある。

7. 何故、大塚市長の責任とし、損害金を請求するのか？

- (ア) 市長であり、(株)クラセル桜川の代表取締役である。副市長に契約権限は委任しているが、実質的には双方代理（利益相反）の関係にある。
- (イ) 農林課の予算要求ではなく、上から指示され、不本意な予算執行という気配が、クラセル桜川との「会議録」からは推測できる。
- (ウ) 品物の購入数量や購入内容が、PR活動としてイメージする職員の常識とかけ離れている。この規模はJA北つくばが取り組む水準である。
- (エ) クラセル桜川があっせんしたA米穀店の米（900円・957個）という契約内容と実態（米と配送料）が異なるような交渉は、ある種の政治力が不可欠である。
- (オ) 経済部（農林課）、総合戦略部（ヤマザクラ課・・クラセル桜川の担当課）、総務部（財政課）、会計管理者（会計課）の暗黙の合意がないと、この仕組み（カラクリ）や、数多くの地方自治法施行令の随意契約違反、市財務規則の違反は実行できない。これを指揮し指示できるのは、大塚市長以外にはいない。

8. 住民監査請求では、法令違反（地方自治法施行令、市財務規則など）での違法無効による不当利得の返還請求と損害金の返済を求めている。・・・住民には、これ以外の手段はないと思われる。

<地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・・随意契約理由違反>

- ① プロモーション業務委託契約（495千円）の随意契約理由は、上記第2号には該当しない。

<桜川市財務規則第158条（給付の検査）2項・・検査の違反>

- ① プロモーション業務委託契約（495千円）について、必要な検査をしていない。

<地方自治法施行令第167条の2第1項第1号・・少額なものの随意契約違反>

- ① 山桜はちみつ（契約件数8件）、米袋（同4件）、段ボール（同2件）、コシヒカリ（同19件）は、特定業者（クラセル桜川）との随意契約を目的として、故意に細分化した契約を繰り返しており違法
- ② 会計書類に重さの記載がない、食品表示法の記載がないなど、市財務規則158条（給付の検査）にも違反し、必要な検査をしていないなど。

<A米穀店からの品物の購入・・桜川市産米・7件の契約>

- ① 上記の施行令第1号、市財務規則違反は、同じである。
- ② 品名について、A米穀店は「桜川市PR商品代」であるが、市の会計書類は、「商品代：桜川市産米」であり表示が異なる。米を買ったのか、常陸秋そばか、宅配伝票か、不明である。

※ 住民監査請求（職員措置請求）のポイント

①400万円以上の公金が、秘密のうちに、(株)クラセル桜川のふるさと納税の返礼品などとして、流用されたのではないかと、という疑念 ②監査委員に対し、これを調査し説明するように、地方自治法施行令や市財務規則違反などを理由に請求し、損害金の返還を求める。③監査委員が、②の違法行為が何故行われたのか、事実は何かを調査・説明して頂ければ、①の疑念は払しょくできることになる。